

# 熊本県公報

第12081号  
平成24年1月27日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(くらしの安全推進課) 2
- 平成24年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営  
保守業務委託に係る一般競争入札の参加資格等……………(情報企画課) 2
- 「熊本県庁舎で使用する電気」の調達に係る入札の参加資格  
等……………(管財課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 〃 ) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 3
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院  
医療)の指定……………(障がい者支援課) 5
- 熊本県収入証紙売りさばき人の指定……………(会計課) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(高齢者支援課) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 〃 ) 6
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 6
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(高齢者支援課) 6
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 〃 ) 6
- 公有水面埋立ての要領……………(港湾課) 6
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 10
- モニタリングポストの調達に係る一般競争入札に参加する者  
に必要な資格等……………(管理調達課) 10

### 公 告

- 平成24年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営  
保守業務委託に係る一般競争入札の実施……………(情報企画課) 10
- 「熊本県庁舎で使用する電気」の調達に係る入札の実施……………(管財課) 13
- 建築士法第10条第2項の規定に基づく聴聞の実施……………(建築課) 16
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出……………(商工振興金融課) 17
- 道路の位置の指定……………(建築課) 17
- 道路の位置の指定……………( 〃 ) 17
- 道路の位置の指定……………( 〃 ) 18
- モニタリングポストの調達に係る一般競争入札の実施……………(管理調達課) 18

### 登 載 依 頼

- 熊本県立美術館協議会の開催……………(熊本県立美術館協議会) 21
- 平成23年度熊本県私立学校審議会(第2回)の開催……………(熊本県私立学校審議会) 21
- 口頭による開示請求をすることができる個人情報告示……………(教育政策課) 22
- 熊本県国土利用計画審議会の開催……………(熊本県国土利用計画審議会) 22
- 平成23年度第2回芦北地域保健医療推進協議会の開催……………(芦北地域保健医療推進協議会) 23
- 平成23年度第2回阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門  
部会の開催……………(阿蘇地域保健医療推進協議会) 23
- 平成23年度第2回芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門  
部会の開催……………(芦北地域保健医療推進協議会) 24
- 口頭による開示請求をすることができる個人情報の改正……………(病院局総務経営課) 24
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………(選挙管理委員会) 24
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………( 〃 ) 25
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………( 〃 ) 25
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………( 〃 ) 25
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め  
る政令による競争入札参加資格等の告示……………(警察本部運転免許課) 26
- 総合評価一般競争入札の地方公共団体の物品等又は特定役務  
の調達手続の特例を定める政令による公告……………( 〃 ) 26
- 平成19年3月16日熊本県条例第12号(熊本県認定こども園の  
認定基準に関する条例)中……………(子ども未来課) 30

○平成19年3月16日熊本県条例第8号（熊本県手数料条例の一部を改正する条例）中……………（財政課） 30

**告 示**

**熊本県告示第87号**

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成24年1月17日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	淑女の裏顔 暴かれた恥唇（オーピー） 淫行 見てはいけない妻の痴態（新東宝） いんび快樂園 感じて（オーピー） ザ・欲望産業 思いっきり出して（新東宝） 兄嫁の肌は熱く甘く（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

**熊本県告示第88号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
平成24年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうち、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理審査班  
郵便番号 862-8570 熊本県水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成24年2月24日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も平成24年3月9日（金）まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成25年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者については、要綱に基づく入札参加資格審査申請書の受付を平成25年1月4日から平成25年1月31日（閉庁日を除く。）まで行う。

**熊本県告示第89号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項

- 熊本県庁舎で使用する電気 11,376,000キロワット時
- 2 入札参加資格
    - 1 8年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうち、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
  - 3 入札参加資格を得るための申請方法等
    - (1) 申請の方法
      - 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
    - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
 熊本県出納局管理調達課管理審査班  
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2581
    - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
 公告の日から平成24年2月27日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
    - (4) 入札参加資格審査結果の通知  
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
    - (5) 入札参加資格の有効期間  
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成25年3月31日までとする。
    - (6) 有効期間の更新手続  
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成25年1月4日から平成25年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成24年1月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
指定通所介護事業所はるかぜのいえ 葦北郡芦北町大字湯浦97番6	社会福祉法人志友会	平成24年2月1日

熊本県告示第91号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成24年1月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
指定通所介護事業所はるかぜのいえ 葦北郡芦北町大字湯浦97番6	社会福祉法人志友会	平成24年2月1日

熊本県告示第92号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により公示する。  
平成24年1月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大島（A）地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）
  - (イ) 次に掲げる土地に存する標柱1号と標柱2号を結んだ線、標柱1号と標柱12号を結んだ線、標柱12号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱2号

を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・字	番 地
1	八代市	大島町字大島	4 8 6 6 - 2
2	〃	〃	〃
1 2	〃	〃	〃
1 3	〃	〃	〃
1 4	〃	〃	〃
1 5	〃	〃	〃

(ロ) 次に掲げる土地に存する標柱7号と標柱16号を結んだ線、標柱16号から標柱23号までを順次結んだ線及び標柱23号と標柱7号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・字	番 地
7	八代市	大島町字大島	4 8 6 5 - 8 8 地先 (道路)
1 6	〃	〃	4 8 6 5 - 7 9 地先 (道路)
1 7	〃	〃	4 8 6 5 - 1 2 3
1 8	〃	〃	4 8 6 5 - 8 4
1 9	〃	〃	4 8 6 5 - 8 5
2 0	〃	〃	4 8 6 5 - 9 7
2 1	〃	〃	〃
2 2	〃	〃	〃
2 3	〃	〃	〃

(ハ) 次に掲げる土地に存する標柱9号と標柱10号を結んだ線、標柱9号と標柱24号を結んだ線、標柱24号から標柱40号までを順次結んだ線及び標柱40号と標柱10号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・字	番 地
9	八代市	大島町字大島	4 8 6 5 - 9 7
1 0	〃	〃	4 8 6 5 - 1
2 4	〃	〃	4 8 6 5 - 9 7
2 5	〃	〃	4 8 6 5 - 7 4
2 6	〃	〃	〃
2 7	〃	〃	4 8 6 5 - 1
2 8	〃	〃	〃
2 9	〃	〃	〃
3 0	〃	〃	〃
3 1	〃	〃	〃
3 2	〃	〃	〃
3 3	〃	〃	〃
3 4	〃	〃	〃
3 5	〃	〃	〃
3 6	〃	〃	4 8 6 5 - 6 4
3 7	〃	〃	〃
3 8	〃	〃	4 8 6 5 - 6 3
3 9	〃	〃	4 8 6 5 - 6 1
4 0	〃	〃	4 8 6 5 - 9 8

2 井ノ口町地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱18号までを順次結んだ線及び標柱18号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・字	番 地
1	人吉市	井ノ口町字志登山	1 1 5 0 - 4
2	〃	〃	1 1 5 5 - 1
3	〃	〃	1 1 5 3
4	〃	〃	1 1 4 1 - 1
5	〃	〃	〃
6	〃	〃 字滝下	1 2 8 3 - 1
7	〃	〃	1 2 7 8

8	人吉市	井ノ口町字滝下	1 2 7 6 - 1 地先 (里道)
9	〃	〃 字志登山	1 1 3 7 - 1
10	〃	〃 字荒宗田	1 1 3 6 - 1 地先 (市道)
11	〃	〃 字志登山	1 1 3 8 - 1 地先 (市道)
12	〃	〃 字荒宗田	1 1 3 1 - 1
13	〃	〃	1 1 3 2 - 1
14	〃	〃	1 1 2 5
15	〃	〃	1 1 2 1 - 1
16	〃	〃	1 1 1 6 - 2
17	〃	〃 字志登山	1 1 5 6 - 1
18	〃	〃	1 1 5 6 - 3

3 久木山B地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・字	番 地
1	天草市	栖本町古江字久木山	3 8 5、3 8 6 - 1、3 8 7 (筆界未定地)
2	〃	〃	3 6 5
3	〃	〃	4 1 2
4	〃	〃	4 1 9
5	〃	〃	4 2 0
6	〃	〃 字濱田	5 1 2 - 1
7	〃	〃	5 1 4 - 1 地先 (国道)
8	〃	〃 字久木山	3 8 5、3 8 6 - 1、3 8 7 (筆界未定地)

熊本県告示第93号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
日奈久温泉調剤薬局 八代市日奈久東町257番地2	平成24年1月1日	1 7 4 0 8 1 1
杉原薬局小国店 阿蘇郡小国町大字宮原下湯原1771-1	平成24年1月1日	2 7 4 0 5 9 6
しょうぶ薬局 玉名市岩崎658-1	平成24年1月1日	1 8 4 0 2 8 0
中央病院前調剤薬局 熊本市田井島一丁目11番13号	平成24年1月1日	0 1 4 7 8 6 9

熊本県告示第94号

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定により売りさばき人を次のように指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

住 所	名称及び代表者氏名	指定年月日
熊本市手取本町1番1号	熊本市 熊本市長 幸山 政史	平成24年1月18日

熊本県告示第95号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サー

ビス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションいずみ 人吉市南泉田町70番地3	有限会社リバティライフ	平成24年1月20日

#### 熊本県告示第96号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションいずみ 人吉市南泉田町70番地3	有限会社リバティライフ	平成24年1月20日

#### 熊本県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年1月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

##### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本大津線	合志市豊岡字八丁杉 2505番4地先から 同所 2502番32地先まで	46.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

##### 2 供用を開始する期日 平成24年1月27日

#### 熊本県告示第98号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション さくら 熊本市帯山四丁目6番31号	ホスピタルサービス有限 会社	平成24年2月1日

#### 熊本県告示第99号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション さくら 熊本市帯山四丁目6番31号	ホスピタルサービス有限 会社	平成24年2月1日

#### 熊本県告示第100号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり要

領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 出願者の住所及び氏名  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県代表者 熊本県知事 蒲島郁夫

- 2 埋立区域  
(1) 位置

- ア 1 工区  
宇城市三角町波多字陣内4244の32、4244の30、720の10地先  
公有水面
- イ 2 工区  
宇城市三角町波多字高々崎又744の7、744の21、744の12に隣接する無番地、744の19地先及び744の20に隣接する無番地地先公有水面
- ウ 3 工区  
宇城市三角町波多字高々崎744の20、744の18に隣接する無番地地先公有水面

- (2) 区域

- ア 1 工区  
次の①の地点から⑭の地点までを順次直線で結んだ線、⑭の地点と⑮の地点を結ぶ昭和59年3月15日付け熊本県指令港第37号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+4.22メートルより決定)、⑮の地点と①の地点を結ぶ昭和57年9月9日付け熊本県指令港第13号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+4.30メートルより決定)により囲まれた区域

- ①の地点 寺島三等三角点(北緯32度36分11.9525秒、東経130度28分44.6612秒)から13度53分04秒741.474メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から59度57分13秒0.589メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から329度50分30秒1.684メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から59度43分42秒3.763メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から58度54分21秒4.446メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から58度13分41秒4.060メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から57度36分33秒4.049メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から57度08分08秒2.637メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から56度43分26秒4.416メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から56度13分24秒4.033メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から55度54分29秒1.502メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から144度42分22秒1.694メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から56度06分14秒0.617メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から324度32分43秒4.891メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から238度56分07秒30.815メートルの地点

- イ 2 工区  
次の⑯の地点から⑳の地点までを順次直線で結んだ線、⑳の地点と⑰の地点を結ぶ昭和59年3月15日付け熊本県指令港第37号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+4.22メートルより決定)により囲まれた区域

- ⑯の地点 1 工区⑭の地点から54度43分15秒144.599メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から144度33分19秒4.592メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から54度29分13秒0.541メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から324度33分09秒1.700メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から54度31分02秒27.999メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から144度31分30秒1.701メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から54度28分24秒1.175メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から71度13分37秒1.072メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から341度11分31秒1.700メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から71度12分26秒7.999メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から161度14分44秒1.701メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から71度09分54秒1.370メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から54度33分11秒1.321メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から324度30分20秒1.700メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から54度30分38秒4.001メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から144度31分30秒1.701メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から54度31分15秒7.400メートルの地点

③③の地点	③②の地点	から	3	2	4	度	3	0	分	5	6	秒	1.	0	0	1	メ	ー	ト	ル	の	地	点
③④の地点	③③の地点	から	5	4	度	3	1	分	5	3	秒	2.	6	0	1	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点
③⑤の地点	③④の地点	から	3	2	4	度	2	8	分	1	9	秒	0.	7	0	0	メ	ー	ト	ル	の	地	点
③⑥の地点	③⑤の地点	から	5	4	度	3	1	分	0	6	秒	1	9.	0	0	3	メ	ー	ト	ル	の	地	点
③⑦の地点	③⑥の地点	から	1	4	度	4	3	分	0	2	秒	1.	7	0	0	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点
③⑧の地点	③⑦の地点	から	5	4	度	2	9	分	1	5	秒	1.	3	2	6	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点
③⑨の地点	③⑧の地点	から	3	7	度	4	9	分	2	5	秒	1.	3	7	0	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点
④①の地点	③⑨の地点	から	3	0	7	度	4	8	分	2	5	秒	1.	7	0	0	メ	ー	ト	ル	の	地	点
④②の地点	④①の地点	から	3	7	度	4	9	分	1	1	秒	7.	9	9	9	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点
④③の地点	④②の地点	から	1	2	7	度	4	8	分	2	5	秒	1.	7	0	0	メ	ー	ト	ル	の	地	点
④④の地点	④③の地点	から	3	7	度	4	9	分	5	8	秒	1.	0	7	1	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点
④⑤の地点	④④の地点	から	5	4	度	3	2	分	1	0	秒	1.	1	7	4	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点
④⑥の地点	④⑤の地点	から	3	2	4	度	3	1	分	5	8	秒	1.	6	9	9	メ	ー	ト	ル	の	地	点
④⑦の地点	④⑥の地点	から	5	4	度	3	0	分	5	3	秒	2	6.	4	9	6	メ	ー	ト	ル	の	地	点
④⑧の地点	④⑦の地点	から	1	4	度	4	2	分	9	5	秒	1.	7	0	1	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点
④⑨の地点	④⑧の地点	から	5	4	度	2	8	分	2	5	秒	0.	5	8	9	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点
④⑩の地点	④⑨の地点	から	3	2	4	度	3	2	分	3	0	秒	4.	6	1	1	メ	ー	ト	ル	の	地	点

ウ 3工区  
 次の⑤⑩の地点から④⑩の地点までを順次直線で結んだ線、④⑩の地点と⑤⑩の地点を結ぶ昭和三十九年三月十五日付け熊本県指令港第37号でしゅん功認可された埋立区域と公有水面との境界線（DL+4.22メートルより決定）により囲まれた区域

⑤⑩の地点	2工区	④⑩の地点	から	5	4	度	3	1	分	2	2	秒	1	6	3.	8	4	8	メ	ー	ト	ル	の	地	点
⑤①の地点	⑤⑩の地点	から	1	4	度	3	0	分	5	7	秒	4.	5	9	8	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑤②の地点	⑤①の地点	から	5	4	度	3	1	分	1	8	秒	0.	5	6	0	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑤③の地点	⑤②の地点	から	3	2	4	度	3	0	分	2	0	秒	1.	7	0	0	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点	
⑤④の地点	⑤③の地点	から	5	4	度	3	1	分	0	8	秒	2	7.	0	0	2	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点	
⑤⑤の地点	⑤④の地点	から	1	4	度	4	3	分	0	2	秒	1.	7	0	0	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑤⑥の地点	⑤⑤の地点	から	5	4	度	3	0	分	5	9	秒	7.	3	9	9	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑤⑦の地点	⑤⑥の地点	から	3	2	4	度	2	8	分	5	6	秒	1.	0	0	0	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点	
⑤⑧の地点	⑤⑦の地点	から	5	4	度	3	1	分	5	3	秒	2.	6	0	1	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑤⑨の地点	⑤⑧の地点	から	3	2	4	度	2	8	分	1	9	秒	0.	7	0	0	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点	
⑥①の地点	⑤⑨の地点	から	5	4	度	3	1	分	0	3	秒	3.	5	0	2	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑥②の地点	⑥①の地点	から	5	4	度	3	1	分	5	6	秒	3.	9	9	7	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑥③の地点	⑥②の地点	から	5	4	度	3	5	分	5	6	秒	2.	4	8	9	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑥④の地点	⑥③の地点	から	5	4	度	4	3	分	4	8	秒	3.	9	8	3	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑥⑤の地点	⑥④の地点	から	5	4	度	5	7	分	0	5	秒	3.	9	7	7	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑥⑥の地点	⑥⑤の地点	から	5	5	度	1	8	分	1	7	秒	3.	9	6	9	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑥⑦の地点	⑥⑥の地点	から	5	5	度	4	5	分	0	8	秒	3.	9	6	1	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑥⑧の地点	⑥⑦の地点	から	5	6	度	1	4	分	4	4	秒	3.	9	5	2	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑥⑨の地点	⑥⑧の地点	から	5	6	度	5	2	分	3	9	秒	3.	9	4	7	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑦①の地点	⑥⑨の地点	から	5	7	度	3	4	分	1	6	秒	3.	9	4	4	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑦②の地点	⑦①の地点	から	5	8	度	2	2	分	0	4	秒	3.	9	3	9	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑦③の地点	⑦②の地点	から	5	9	度	1	2	分	1	8	秒	3.	9	3	6	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑦④の地点	⑦③の地点	から	6	0	度	1	2	分	5	0	秒	3.	8	0	5	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑦⑤の地点	⑦④の地点	から	7	0	度	3	2	分	2	5	秒	3.	8	5	4	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑦⑥の地点	⑦⑤の地点	から	7	1	度	5	1	分	0	6	秒	3.	9	2	0	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑦⑦の地点	⑦⑥の地点	から	7	3	度	0	7	分	5	6	秒	3.	9	0	8	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑦⑧の地点	⑦⑦の地点	から	7	4	度	2	8	分	5	3	秒	3.	8	9	1	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑦⑨の地点	⑦⑧の地点	から	7	5	度	4	6	分	3	9	秒	3.	9	5	6	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑧①の地点	⑦⑨の地点	から	6	9	度	0	7	分	2	2	秒	3.	8	2	2	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑧②の地点	⑧①の地点	から	7	0	度	3	0	分	2	6	秒	3.	8	1	7	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑧③の地点	⑧②の地点	から	7	1	度	5	4	分	2	4	秒	3.	8	1	9	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑧④の地点	⑧③の地点	から	7	3	度	1	7	分	0	1	秒	3.	8	1	7	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑧⑤の地点	⑧④の地点	から	7	4	度	4	2	分	1	5	秒	3.	8	1	7	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑧⑥の地点	⑧⑤の地点	から	7	5	度	5	7	分	3	5	秒	3.	5	5	7	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑧⑦の地点	⑧⑥の地点	から	7	7	度	1	5	分	5	4	秒	3.	5	5	6	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑧⑧の地点	⑧⑦の地点	から	7	8	度	3	4	分	4	6	秒	3.	5	5	5	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑧⑨の地点	⑧⑧の地点	から	7	9	度	5	1	分	4	4	秒	3.	5	5	7	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑨①の地点	⑧⑨の地点	から	8	1	度	2	4	分	0	0	秒	3.	8	1	2	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑨②の地点	⑨①の地点	から	1	7	度	3	8	分	0	6	秒	1.	6	9	1	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑨③の地点	⑨②の地点	から	8	1	度	5	4	分	4	5	秒	0.	9	5	2	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		
⑨④の地点	⑨③の地点	から	3	5	度	0	2	分	3	5	秒	3.	4	1	1	メ	ー	ト	ル	の	地	点	点		

(3)

面積	
1工区	107.85平方メートル
2工区	336.46平方メートル
3工区	365.62平方メートル



合 計 809.93平方メートル  
3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

ア 1工区

熊本県宇城市三角町波多字陣内4244の32、4244の30、720の10地先公有水面

イ 2工区

熊本県宇城市三角町波多字高々崎又744の7、744の21、744の12に隣接する無番地、744の19地先及び744の20に隣接する無番地地先公有水面

ウ 3工区

熊本県宇城市三角町波多字高々崎744の20、744の18に隣接する無番地地先公有水面

(2) 区域

ア 1工区

次の㉑の地点から㉒の地点までを順次直線で結んだ線、㉓の地点と㉔の地点を結ぶ昭和59年3月15日付け熊本県指令港第37号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+4.22メートルより決定)、㉕の地点と㉖の地点を結ぶ昭和57年9月9日付け熊本県指令港第13号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+4.3メートルより決定)により囲まれた区域

㉑の地点 寺島三等三角点(北緯32度36分11.9525秒、東経130度28分44.6612秒)から16度33分42秒718.629メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から56度48分05秒45.651メートルの地点

㉓の地点 ㉑の地点から32度4分31分13秒45.860メートルの地点

㉔の地点 ㉑の地点から23度4分32分38秒19.332メートルの地点

㉕の地点 ㉑の地点から23度8分56分07秒30.815メートルの地点

イ 2工区

次の㉗の地点から㉘の地点までを順次直線で結んだ線、㉙の地点と㉚の地点を結ぶ昭和59年3月15日付け熊本県指令港第37号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+4.22メートルより決定)により囲まれた区域

㉗の地点 1工区㉑の地点(北緯32度36分36.3727秒、東経130度28分52.8213秒)から54度44分53秒125.267メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から23度4分32分36秒16.501メートルの地点

㉙の地点 ㉗の地点から14度4分31分13秒48.908メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から54度08分06秒146.126メートルの地点

㉛の地点 ㉙の地点から32度4分31分11秒47.936メートルの地点

㉜の地点 ㉛の地点から23度4分32分55秒15.998メートルの地点

ウ 3工区

次の㉝の地点から㉞の地点までを順次直線で結んだ線、㉟の地点と㊱の地点を結ぶ昭和59年3月15日付け熊本県指令港第37号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+4.22メートルより決定)により囲まれた区域

㉝の地点 2工区㉑の地点(北緯32度36分41.1956秒、東経130度29分00.7658秒)から54度31分12秒147.850メートルの地点

㉞の地点 ㉝の地点から23度4分32分50秒13.515メートルの地点

㉟の地点 ㉝の地点から14度4分31分21秒41.319メートルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から54度31分06秒94.622メートルの地点

㊲の地点 ㉟の地点から76度05分41秒56.850メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から35度6分11分29秒38.721メートルの地点

㊴の地点 ㊳の地点から26度1分47分04秒14.220メートルの地点

(3) 面積

1工区 2,172.61平方メートル

2工区 6,913.91平方メートル

3工区 6,574.93平方メートル

合計 15,661.45平方メートル

4 埋立地の用途

道路施設用地

5 出願年月日

平成23年5月13日

6 関係書類の縦覧場所

熊本県土木部河川港湾局港湾課、熊本県宇城地域振興局土木部維持管理課及び宇城市土木課

**熊本県告示第101号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年1月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	益城菊陽線	熊本市戸島町 1590番1地先から 同所 1572番5地先まで	前	15.1 ～ 15.3	56.2	改築に伴う拡幅
			後	15.3 ～ 16.9		

2 区域を変更する期日 平成24年1月27日

**熊本県告示第102号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 調達物品及び数量

モニタリングポスト 一式

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により知事が入札参加資格を有すると決定した者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱第5条第1項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札に参加するための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

なお、申請書の様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書ダウンロード」のページで確認することができる。

(2) 「競争入札参加資格審査申請書」の提出場所及び申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-383-1111（内線6349）  
096-333-2581（ダイヤルイン）

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

告示の日から平成24年2月10日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成25年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者の入札参加資格審査申請の受付は、平成25年1月4日から平成25年1月31日まで（閉庁日を除く。）行う。

**公 告**

**熊本県公告第25号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
平成24年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
- (3) 業務委託の内容  
要求仕様書による。
- (4) 委託期間  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (5) 履行場所  
要求仕様書による。
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、次のアからウまでに該当し、かつ、4(2)アの電子入札システムによる入札期間に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたものに限り、紙入札により入札するものとする。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる場合  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている場合  
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している場合
- (7) 入札金額  
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とする。入札で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定  
ア 本競争入札には、最低制限価格を設けていない。  
イ 本競争入札の必要なる資格に関する事項

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)第5条第1項の規定による審査のうち、入札参加有資格者として要綱第6条に定める入札参加資格者名簿の営業種目「情報処理業務(情報システム全般の設計、維持管理)」に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。  
ア 入札参加資格審査申請書受付期間  
公告の日から平成24年2月10日(金)午後5時まで  
イ 入札参加資格審査申請書提出先  
熊本県出納局管理調達課管理審査班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
ウ 入札参加資格申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。  
エ 提出の方法  
イの提出先へ持参又は郵送とする。郵送の場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- (5) 過去5年以内に広域的なネットワーク(WAN)等の監視業務等の実績があること。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。  
ア 競争入札参加資格確認申請書

- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超過する場合は、当該書類の目録を電子入札システムで提出し、当該書類を書面で提出する。又は持参により提出すること。紙入札による入札する場合は、(1)アに掲げる書類を(3)の提出期間内に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
  - (3) 提出期間  
公告の日から平成24年2月24日(金)午後5時まで
  - (4) 提出先  
1 (2)に掲げる入札・契約担当部局
  - (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において行う。
  - (2) 入札の方法等  
ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成24年3月8日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。  
イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 平成24年3月9日(金)午前10時  
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課  
(県庁行政棟新館9階)  
(ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送による入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務名称」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
  - (3) 開札の方法及び日時等  
開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
  - (4) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
  - (5) 入札の無効  
次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号に該当する入札  
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札において契約権限のない者のICカードを使用して行った入札  
エ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
  - (6) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
  - (7) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつ有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定により、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った

価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。

- (8) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。（本公告に係る入札・契約担当部局）  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班  
電話番号 096-333-2143  
ファックス番号 096-381-8211
- (2) 入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること  
熊本県出納局管理調達課 管理審査班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455  
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment  
Kumamoto Wide Area Network operation and management service
- (2) Date and Place for tender  
Date: March 9th 2012 10:00 a.m.  
Place: The ninth floor Information and Planning Division room, New building Prefectural Office of Kumamoto
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Information and Planning Division, Transportation Policy and Information Bureau  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2143
- (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

#### 熊本県公告第26号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び予定数量  
熊本県庁舎で使用する電気 11, 376, 000キロワット時
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局

- 熊本県総務部総務税務局管財課施設班
- (3) 調達物品の内容  
4の(1)により閲覧する仕様書のとおり。
  - (4) 契約期間(納入期間)  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
  - (5) 需用場所(納入場所)  
熊本市水前寺六丁目18番1号
  - (6) 契約の種類  
単価契約
  - (7) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、次のアからウまでに該当し、かつ、4(2)アの電子入札システムによる入札期間に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたもの限り、紙入札により入札するものとする。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる場合  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している場合  
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している場合
  - (8) 入札金額  
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするのを問わぬ。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
  - (9) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。
  - (10) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有する者として登録された者であること。  
ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間  
公告の日から平成24年2月27日(月)午後5時まで  
イ 競争入札参加資格審査申請書提出先  
熊本県出納局管理調達課管理審査班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。  
エ 提出の方法  
イの提出先へ持参又は郵送とする。郵送の場合は、アに記載する期限までに必着とする。
  - (2) 電気事業者法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者。
  - (3) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第5条の規定に基づき、基準利用量以上の量の新エネルギー等の電気を利用していること。
  - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までにおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.559キログラム未満であること。
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
  - (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
  - (7) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であ

ることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 確認資料

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、当該書類の目録を電子入札システムで提出し、当該書類を書面で提出期間内に郵送又は持参により提出すること。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成24年3月6日(火)午後5時まで

(4) 提出先

1 (2)に掲げる入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において行う。

(2) 入札の方法等

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成24年3月14日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成24年3月15日(木)午前10時

(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号

管財課(県庁行政棟本館2階)

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときには、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成24年3月14日(水)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(3) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない県の職員)のもとに(ア)の場所で開札を行うものとする。

(4) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(5) 入札の無効

次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号に該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において契約権限のない者のICカードを使用して行った入札

エ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(6) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (8) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。  
(本公告に係る入札・契約担当部局)  
熊本県総務部総務税務局管財課施設班  
電話番号 096-333-2089  
ファックス番号 096-384-3792
- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること。  
熊本県出納局管理調達課 管理審査班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455  
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment  
Electricity about 11,376,000 kWh(kilowatt-hour) to be used in Main and New Buildings of the Kumamoto Prefectural Government
- (2) Date and Place for tender:  
Date: March 15, 2012, 10:00 a.m.  
Place: Property Management Division room (Prefectural Government Main Building 2F)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Property Management Division  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2089
- (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

**熊本県公告第27号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第2項の規定に基づく聴聞を次のとおり実施する。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 聴聞の日時  
平成24年3月8日（木）午前10時
- 2 聴聞の場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館11階 1101会議室
- 3 聴聞の主宰者  
熊本県土木部建築住宅局建築課 審議員 上原伸孝



**熊本県公告第28号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス新海士江店  
八代市海士江町字下城2706番1
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成24年8月4日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,736平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 60台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物敷地南東側 20台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南西側 40平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内西側 13立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地南東側及び東側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 7 届出年月日  
平成24年1月13日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び八代地域振興局総務部総務振興課  
平成24年1月27日から平成24年5月27日まで

**熊本県公告第29号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市紺屋阿弥陀寺町10番地
- 2 築造者の氏名 千里殖産株式会社
- 3 道路の位置 宇城市小川町江頭字正ノ浜371番1
- 4 道路の幅員 4.50メートル
- 5 道路の延長 45.50メートル
- 6 指定年月日 平成24年1月12日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第38号

**熊本県公告第30号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成24年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本県玉名市玉名3584番地
- 2 築造者の氏名 株式会社アース

- 3 道路の位置 玉名市立願寺字六地藏848番2及び同849番10
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 46.71メートル
- 6 指定年月日 平成23年12月28日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第43号

**熊本県公告第31号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成24年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本県玉名市岱明町浜田440番地1
- 2 築造者の氏名 檜原宏海
- 3 道路の位置 玉名市岱明町高道字城ノ下323番4
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 34.50メートル
- 6 指定年月日 平成23年12月28日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第42号

**熊本県公告第32号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
平成24年1月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達物品及び数量  
モニタリングポスト 一式
  - (2) 調達物品の仕様等  
別添モニタリングポスト仕様書のとおり
  - (3) 納入期限  
平成24年3月31日
  - (4) 納入場所  
別添モニタリングポスト仕様書のとおり
  - (5) 入札金額  
入札金額は、本調達物品の購入に係る費用の総額とする（搬入費、据付調整費、動作確認費等納入に要する一切の費用を含む。）。  
なお、落札者の決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
  - (6) 最低制限価格の設定  
本競争入札には、最低制限価格を設定していない。
  - (7) 入札方式  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、次のアからウまでに該当し、かつ、4（3）アの電子入札システムによる入札期間に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたもの  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる場合  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなりICカードの再取得を準備している場合  
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している場合
  - (8) その他  
本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満たす者であること。  
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により知事が入札参加資格を有する者と決定した者であること。
  - (2) 納入しようする物品の仕様を示す書類を熊本県環境生活部環境局環境保全課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（モニタリングポスト入札関係様式（以下「入札関係様式」という。）に定める「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県環境生活部環境局環境保全課の審

- を受ける期間は、公告の日から平成24年2月20日（月）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、審査申請の受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、証明が3の「競争入札参加資格確認申請書」の提出期限に間に合わないことがある。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格の確認申請
- (1) 提出書類  
本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)から(5)までに掲げる条件の全てを満たしているかの確認を受けるため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
- (2) 申請書等の提出方法  
ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
電子入札システムにより競争入札参加資格確認申請を行うこと。  
この際、PDFファイル等に電子ファイル化した(ア)を添付すること。  
ただし、(ア)を電子ファイル化できない場合は、(イ)を添付し、(ア)をファックス等により4の(1)に記載する場所に提出すること。  
(ア) 仕様適合証明願(書)  
(イ) 提出書類目録  
イ 紙入札方式による入札参加の場合  
(ア) 及び(イ)を4の(1)に記載する場所に持参又は郵送により提出すること。  
(ア) 入札関係様式に定める競争入札参加資格確認申請書  
(イ) 仕様適合証明願(書)
- (3) 申請書等の提出期間  
公告の日から平成24年2月29日（水）午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- (4) 競争入札参加資格の確認結果の通知  
確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- (5) 競争入札参加資格の確認に当たっての留意点  
期限までに申請書等を提出しない者及び競争入札参加資格の確認の結果2の(2)から(5)までに掲げる条件の全てを満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
- (2) 仕様書及び入札関係様式の閲覧（交付）方法  
ア 閲覧（交付）の場所  
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告情報）にて閲覧に供し、又は(1)に記載する場所で交付する。  
イ 閲覧（交付）の期間  
公告の日から平成24年3月7日（水）まで閲覧に供する。交付については、当該期間の午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日を除く。）とする。
- (3) 入札の日時及び場所  
ア 電子入札システムによる入札  
競争入札参加資格確認結果通知書を受けた日時から平成24年3月6日（火）午後5時までに入札すること。  
イ 紙入札方式による入札  
(ア) 日時 平成24年3月7日（水）午後1時30分  
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県出納局管理調達課（県庁行政棟本館2階）
- (4) 開札の日時及び場所  
4の(3)のイに同じ。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法  
ア 電子入札システムによる入札の場合  
4の(3)のアの期間内に電子入札システムにより入札を行うこと。  
イ 紙入札方式による入札の場合  
入札関係様式に定める本人用又は代理人用の入札書（代理人が入札するときは、入札書及び入札関係様式に定める委任状）を4の(3)のイの(ア)の日時に4の(3)のイの(イ)の場所に持参すること。ただし、郵送により提出するときは、

平成24年3月6日(火)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう書留郵便で送付すること。当該送付においては、封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に調達物品名及び開札日時を朱書きすること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」並びに調達物品名及び開札日時を朱書きし、同封すること。

(2) 開札の方法  
開札は、電子入札システムにおいて行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人(入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札の執行事務に関係のない職員)の立会いのもとに行うものとする。

(3) 入札の回数  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後、落札者が決定しない場合は、再入札を行う。

(4) 再入札の時刻  
再入札の時刻は、原則として1回目の開札の時刻の1時間後とするので、電子入札システムによる入札により入札に参加する者は、県から電子入札システムで送信される再入札通知書を必ず確認すること。この場合において、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかったとき、又は書面により入札書を郵送した者から再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(5) 落札者の決定方法  
有効な入札を行った者で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(6) 入札の無効  
次アからシまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
- エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
- オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
- ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
- ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約の権限のない者のICカードを使用して提出された入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ 明らかに連合によると認められる入札
- シ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。

(8) 入札者は、その提出した入札書を引換え、変更し、又は取り消すことができない。

(9) 仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定による。

(10) 入札保証金  
免除する。

6 契約の締結

(1) 契約書作成の要否  
要

(2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日

(4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第77条の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

7 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。

(2) 本競争入札は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する

協定の適用を受ける。

#### 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Radiation Monitoring Post , Complete set. This Radiation Monitoring Post comprises NaI(Tl) scintillation detector and necessary incidental equipment.
- (2) Delivery period :  
March 31th, 2012.
- (3) Delivery place :  
6 point in Kumamoto Pref. Japan  
(As shown in the procurement specification.)
- (4) Date and Place for tender:  
Date: March 7th, 2012, 13:30 p.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Time-limit for tender by mail (Registered only) :  
Tender must arrive no later than March 6th, 2012
- (6) Contact point for the notice :  
Management and Purchasing Division Treasury Bureau Kumamoto Pref. Gov.  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto-City, Kumamoto Pref. 862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2580
- (7) Others:  
Language: Japanese  
Current money: Japanese yen

#### 登載依頼

#### 熊本県立美術館協議会公告第1号

熊本県立美術館協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年1月27日

熊本県立美術館協議会

- 1 日時  
平成24年1月31日(火)  
午後2時から4時まで
- 2 場所  
熊本市二の丸2番  
熊本県立美術館本館 事務棟2階会議室
- 3 議事内容  
(1) 平成23年度事業報告について  
(2) 平成24年度事業計画について  
(3) 今後の美術館運営のあり方について  
(4) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本市二の丸2番  
熊本県立美術館協議会事務局  
(電話096-352-2111)

#### 熊本県私立学校審議会公告第2号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。

平成24年1月27日

熊本県私立学校審議会

- 1 開催日時  
平成24年2月7日(火)  
午後2時から午後4時まで(予定)
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題

【諮問事項】

- (1) 幼稚園関係
  - ア さくら幼稚園の収容定員増に係る学則変更認可について（公開）
  - イ 第2さくら体育幼稚園の収容定員増に係る学則変更認可について（公開）
  - ウ 白川幼稚園の収容定員増に係る学則変更認可について（公開）
  - エ 愛隣幼稚園の収容定員減に係る学則変更認可について（公開）

- (2) 専修学校関係
  - ア 九州美容専門学校を設置者変更認可について（非公開）

【事前協議事項】

- (1) 専修学校関係
  - ア 専門学校東京CPA会計学院熊本校の設置に係る事業計画について(非公開)

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
 熊本県私立学校審議会事務局（熊本県総務部文書私学局私学振興課中高等班）  
 （096-333-2064）

熊本県教育委員会告示第1号

平成23年2月8日熊本県教育委員会告示第1号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成24年1月27日

熊本県教育委員会委員長 古 庄 文 子

表中熊本県非常勤職員採用試験（行政文書管理等業務員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（熊本県教育情報システム補助業務非常勤職員）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	教育政策課
熊本県非常勤職員採用試験（熊本県育英資金関係非常勤職員）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	高校教育課
熊本県非常勤職員採用試験（小中学校旅費等関係業務）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	学校人事課
熊本県非常勤職員採用試験（熊本県地域改善対策奨学資金返還関係業務）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	人権同和教育課

同表中熊本県非常勤職員採用試験（美術館観覧料徴収等業務）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（装飾古墳館管理補助）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	文化課
-------------------------	-------------------------------------------------	------------	-----

熊本県国土利用計画審議会公告第1号

熊本県国土利用計画審議会の会議を、次のとおり開催する。

平成24年1月27日

熊本県国土利用計画審議会

1 開催日時

平成24年2月7日（火）午前10時から正午（予定）まで

2 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

## 3 議題

- (1) 会長選出及び会長代理の指名について
- (2) 熊本県土地利用基本計画の変更(案)について
- (3) その他

## 4 傍聴者の定員

5人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻5分前までに、当該会議の会場において、事務局の指示に従って会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了する。

## 6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県国土利用計画審議会事務局

(熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課地域づくり調整班内)

(電話番号096-333-2181)

---

**芦北地域保健医療推進協議会公告第2号**

平成23年度第2回芦北地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年1月27日

芦北地域保健医療推進協議会長

## 1 開催日時

平成24年2月8日(水)午後3時15分から午後4時40分まで

## 2 開催場所

熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号

水俣保健所 2階会議室

## 3 議題

- (1) 救急医療専門部会からの報告
- (2) 第5次芦北地域保健医療計画の進捗状況について
- (3) 第6次芦北地域保健医療計画の策定指針について
- (4) その他

## 4 傍聴者定員

10人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、午後3時15分までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。

## 6 問い合わせ先

熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号

芦北地域保健医療推進協議会事務局(熊本県水俣保健所総務企画課)

(電話番号0966-63-4104)

---

**阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号**

阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年1月27日

阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会  
(阿蘇地域健康危機管理推進会議) 会長

## 1 開催日時

平成24年2月10日(金)午後2時から午後3時30分まで

## 2 開催場所

阿蘇市内牧1204番地

熊本県阿蘇保健所2階会議室

## 3 議題

- (1) 救急病院の申し出に関する適否について
- (2) 平成24年度病院群輪番制病院運営事業について
- (3) 救急搬送の状況について
- (4) 健康危機管理について
- (5) その他

## 4 傍聴者の定員

10人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のう

- え、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
 (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
 阿蘇市内牧 1 2 0 4 番地  
 阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
 (熊本県阿蘇保健所総務企画課)  
 (電話 0 9 6 7 - 3 2 - 0 5 3 5)

**芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 2 号**

平成 2 3 年度第 2 回芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 2 4 年 1 月 2 7 日

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
平成 2 4 年 2 月 8 日 (水) 午後 2 時から午後 3 時まで
- 2 開催場所  
熊本県水俣市八幡町 2 丁目 2 番 1 3 号  
水俣保健所 2 階会議室
- 3 議題  
(1) 熊本県新型インフルエンザ対策行動計画の改定について  
(2) 平成 2 3 年度管内の救急活動状況について  
(3) その他
- 4 傍聴者の定員  
1 0 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県水俣市八幡町 2 丁目 2 番 1 3 号  
芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
(熊本県水俣保健所総務企画課)  
(電話 0 9 6 6 - 6 3 - 4 1 0 4)

**熊本県病院局告示第 1 号**

平成 2 2 年 1 月 2 9 日熊本県病院局告示第 1 号 (口頭による開示請求をすることができる個人情報) を次のように改正したので、熊本県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する規程 (平成 2 0 年熊本県病院局管理規程第 1 6 号) の規定により告示する。

平成 2 4 年 1 月 2 7 日

熊本県病院事業管理者 横 田 堅

表中熊本県病院局非常勤職員採用試験 (経理業務等補助員) の項の次に次のように加える。

熊本県病院局非常勤職員採用試験 (電話受付応接等事務員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	病院局総務経営課
------------------------------	-----------------------------------------------------	--------------	----------

**熊本県選挙管理委員会告示第 1 号**

政治資金規正法 (昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号) 第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 2 4 年 1 月 2 7 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

政治団体設立届

政治団体の区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政党の支部	自由民主党熊本県球磨郡第三支部	緒方 勇二	味岡 和貴	熊本県球磨郡あさぎり町上西 89-5
政党の支部	自由民主党熊本県熊本市第五支部	橋口 海平	岩井 祐二郎	熊本県熊本市出水 7 丁目 56-25
政党の支部	自由民主党熊本県熊本市第十一支部	高本 一臣	吉野 征夫	熊本県熊本市九品寺 5 丁目 2-47
政党の支部	自由民主党熊本県熊本市第四十一支部	原口 亮志	山田 精哉	熊本県熊本市植木町円台寺 750
政党の支部	自由民主党熊本県熊本市第四十三支部	小佐井 賀瑞宜	小佐井 武志	熊本県熊本市植木町滴水 1038-1



政党の支部	自由民主党熊本県熊本市第四十支部	大島 澄雄	大澤 幸子	熊本県熊本市城南町藤山3264
政党の支部	自由民主党熊本県熊本市第四十二支部	寺本 義勝	寺本 振武	熊本県熊本市城南町千町914
その他の政治団体	祥援隊後援会	岩下 忠	春日 堅一	熊本県熊本市水前寺6-41-5 千代田レジデンス県庁東101
その他の政治団体	本田けんや支援会	岩崎 健一	本田 祐加	熊本県熊本市水道町12-5 3階

熊本県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成24年1月27日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴田 憲保

届出事項の異動届

政治団体の区分	政治団体の名称	異動事項	新	旧
政党の支部	公明党熊本第二総支部	主たる事務所の所在地	熊本県荒尾市本井手491-1	熊本県熊本市蓮台寺2-3-7-201
		代表者の氏名	百田 勝義	西 泰史
政党の支部	社会民主党熊本県第5区支部連合	代表者の氏名	立山 勝徳	白石 剛
政党の支部	自由民主党水上村支部	代表者の氏名	廣瀬 親吾	成尾 政紀
		会計責任者の氏名	椎葉 直徳	幸野 俊光
その他の政治団体	英友会	政治団体の名称	英友会	ごとう英友後援会
		主たる事務所の所在地	熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘2-1-8	熊本県菊池郡菊陽町津久礼3-502
		会計責任者の氏名	後藤 愛子	矢野 欣也
その他の政治団体	小杉直後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市月出7丁目1番15号 西村ビル	熊本県熊本市健軍1-37-6
その他の政治団体	祥援隊	政治団体の名称	祥援隊	祥援隊後援会
その他の政治団体	高本一臣後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市九品寺5丁目2-47	熊本県熊本市菅原町10-25-201
その他の政治団体	日本国心塾	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市帯山6丁目3-64	熊本県熊本市長瀬東8丁目13 サンアメニティ305号
その他の政治団体	原とおる後援会	会計責任者の氏名	原 敦子	高山 政博
その他の政治団体	原亨政経研究会	会計責任者の氏名	原 敦子	高山 政博
その他の政治団体	古川やすみち後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市城山下代1-1-45	熊本県熊本市城山半田1丁目1-5

熊本県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成24年1月27日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴田 憲保

政治団体解散届

政治団体区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
その他の政治団体	池田秀晴後援会	中村 昭八郎	永井 豊造	熊本県球磨郡錦町木上南891
その他の政治団体	太田吉浩後援会	太田 吉浩	太田 晶美	熊本県阿蘇郡南阿蘇村中松1244-3 後藤鉄雄方
その他の政治団体	恩政連熊本県軍恩総支部	城 光宣	川端 満子	熊本県熊本市南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4F
その他の政治団体	寺本ひでたか後援会	尾方 總一	本田 光照	熊本県上益城郡益城町寺迫1325-1
その他の政治団体	野中れい子を支える会	野中 麗子	山口 和子	熊本県熊本市植木町岩野267-23
その他の政治団体	古川やすみち後援会	古川 泰通	信國 涼子	熊本県熊本市城山下代1-1-45
その他の政治団体	友誠会	船原 三喜男	山内 高光	熊本県熊本市迎町2-7-9

熊本県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成24年1月27日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴田 憲保

資金管理団体指定取消届

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
太田 吉浩	県議会議員	太田吉浩後援会	熊本県阿蘇郡南阿蘇村中松1244-3 後藤鉄雄方	太田 吉浩

後藤 英友	衆議院議員	ごとう英友後援会	熊本県菊池郡菊陽町津久礼3-502	後藤 英友
古川 泰通	県議会議員	古川やすみち後援会	熊本県熊本市城山下代1-1-45	古川 泰通

**熊本県警察本部告示第 1 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 4 年 1 月 2 7 日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

- 1 競争入札に付する事項  
平成 2 4 ・ 2 5 年度  
熊本県運転免許センター庁舎清掃業務委託
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1（ダイヤルイン）
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成 2 4 年 2 月 6 日（月）までの日（閉庁日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 2 5 年 1 月 4 日から平成 2 5 年 1 月 3 1 日（閉庁日を除く。）までに行う。

**熊運免公告第 4 8 号**

総合評価一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 4 年 1 月 2 7 日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 業務の名称  
平成 2 4 年 ・ 2 5 年度 熊本県運転免許センター庁舎清掃業務委託
  - (2) 業務に係る入札・契約担当部局  
熊本県警察本部交通部運転免許課庶務係  
郵便番号 8 6 9 - 1 1 0 7 熊本県菊池郡菊陽町辛川 2 6 5 5  
電話番号 0 9 6 - 2 3 3 - 0 1 1 0  
ファックス番号 0 9 6 - 2 3 3 - 2 2 2 7
  - (3) 業務委託の内容  
「入札説明書」及び「熊本県運転免許センター庁舎清掃業務委託仕様書」等（以下「仕様書等」という。）による。
  - (4) 委託期間  
平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで
  - (5) 履行場所  
熊本県菊池郡菊陽町辛川 2 6 5 5

熊本県運転免許センター  
 (6) 入札方式（紙入札併用案件）  
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者は、次のアからウまでに該当し、かつ、5(2)アの電子入札システムによる入札期間に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者に限り、紙入札により入札するものとする。  
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる場合  
 イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している場合  
 ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している場合

(7) 入札金額  
 入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするの問わす、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

(9) 最低制限価格の設定  
 この入札は、最低制限価格を設けない。

(10) 低入札価格調査の設定  
 この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設ける。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定され、有資格者として営業種目「庁舎清掃」で、その格付けが「A」又は「B」に登録された者であること。

ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間  
 公告の日から平成23年2月6日（月）午後5時まで  
 イ 競争入札参加資格審査申請書提出先  
 熊本県出納局管理調達課管理審査班（熊本県庁行政棟本館2階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
 ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等  
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。  
 エ 提出の方法  
 イの提出先へ持参又は郵送とする。郵送の場合は、アに記載する期限までに必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。  
 (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

(5) 過去2年間のいずれかの年に、年間を通じた建物の清掃業務契約の日常清掃延床面積が9千平方メートル以上（駐車場、倉庫及びこれらに類する建物を除き、同一敷地内、同一契約に限る。）の実績がある者であること。  
 (6) 次掲げる掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団密接関係者又は役員等が、暴力団員等であるとき。  
 イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。  
 ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。  
 エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。  
 オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類  
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。  
 ア 競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）  
 イ その他確認書類

- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、当該書類の目録を電子入札システムで提出し、当該書類を紙面で提出期間内に郵送又は持参により提出すること。紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を紙面で(3)の提出期間内に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から平成24年2月13日（月）午後5時まで
- (4) 提出先  
1 (2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約実績届等の提出  
3により競争入札参加資格があると決定された者は、入札説明書に添付の「熊本県運転免許センター庁舎清掃業務委託に係る提出書類」（以下「提出書類一覧」という。）の「発注元評価」項目に掲げる提出書類を下記期日までに提出すること。
  - (1) 提出方法及び提出場所  
提出書類を1 (2)に掲げる入札・契約担当部局に持参又は郵送すること。  
なお、郵送の場合は、提出期限内に必着（書留郵便に限る。）すること。
  - (2) 提出期限  
平成24年2月17日（金）午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- 5 入札手続等
  - (1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1 (2)に掲げる入札・契約担当部局において行う。
  - (2) 入札の方法等
    - ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成24年3月7日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
    - イ 紙入札による入札の方法
      - (ア) 日時 平成24年3月8日（木）午後1時
      - (イ) 場所 菊池郡菊陽町辛川2655  
熊本県警察本部運転免許課小会議室（熊本県運転免許センター2階）
      - (ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書（別紙様式5）（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状（別紙様式6））を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成24年3月7日（水）午後5時までに1 (2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書（別紙様式8）を入れること。
  - (3) 開札の方法及び日時等  
開札は電子入札システムにおいて(2) イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(2) イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
  - (4) 落札候補者の決定  
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で有効な入札を行った者を落札候補者とする。
  - (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札候補者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。  
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
  - (6) 入札の無効  
次のアからエまでのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
    - ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号に該当する入札
    - イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者



- ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455  
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）

9 Summary

- (1) Name and Content of Consignment  
Cleaning Service of Kumamoto Driver's License Center Buildings
- (2) Date and Place for tender  
1:00p.m., March 8, 2012  
Meeting room (Kumamoto Driver's License Center Buildings, 2th floor)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Kumamoto Driver's License Center  
2655, Karakawa, Kikuyo Town, Kikuchi Country, Kumamoto Pref. 869-1107, Japan  
tel 096-233-0110
- (4) Others  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

正 誤

平成19年3月16日熊本県条例第12号（熊本県認定こども園の認定基準に関する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
24	59	法律第77号	法律77号
25	9	法律第26号	法律26号
25	16	法律第164号	法律164号
25	39	認定こども園	認可こども園
25	63	以下この条	以下のこの条
26	6	規則で	規則が
27	38	子どもの保育時間	子ども保育時間
27	47	公正な	公式な
27	54	安全を	安全が

平成19年3月16日熊本県条例第8号（熊本県手数料条例の一部を改正する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
16	46	大型自動車第二種免許	大型自動車二種免許